

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目次

- ◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号の一部改正
保安林の解除予定
肥料の分析検査の結果の概要
教育職員免許状の授与
- ◇通 告 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇公 告 海物刺物取扱者試験の要旨

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一中第五十号を次のように改める。

五十 乳製販売許可申請手数料

千円

別表一中第六十二号の次に次の一号を加える。

百六十二の二 米飯提供業者登録更新手数料

四百五十円

別表一第百九十八号中「とび工

千八百円」を

「とび工

千八百円

鋳鋼鋳物工

千八百円

時計修理工

千八百円

変圧器組立て工

千八百円

横編みメリヤス工

千八百円

に改める。

洋裁工

千八百円

いす張り工

千八百円

構造物現図工

千八百円

写真凸版製版工

千八百円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一中第三十九号を次のように改める。
三十九 サツカリソナトリウム等製剤製品検査手数料 二千円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 三 郎

鳥取県規則第七号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を

次のように改正する。

別表一の一の項中(50)を(51)とし、(8)から(49)までを一すべし繰り下げ、(7)の次

に(8)として次のように加える。

(8) 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて製造する医薬品

の製造に係る薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項及び第三項の許可に係る同法第七十八条第一項の規定に基づく手数料

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

鳥取県告示第七十九号

昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号（児童福祉収容施設措置費保護単価について）の一部を次のように改正し、別表Iに係る改正部分については昭和四十年九月一日から、別表IIの生活給費に係る改正部分については昭和四十一年一月一日から、別表IIIの障害一時扶助費に係る改正部分については昭和四十年度分から適用する。

昭和四十一年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 三 郎

別表Iを次のように改める。

施設区分	施設名	地域区分	所在地	算出上の所要単価		国の示す単価		設定保護単価	適用人員又は適用世帯	備考
				施設地区別	施設地区別	施設地区別	施設地区別			
教育施設	喜多原学園	乙	1級地	12,523円	120円	8,808円	77円	8,885円	100人	1月1日以前適用人員128人 1月1日以後適用人員8,722円
精神通院児童施設	徳成学園	乙	々	10,705円	102円	9,341円	84円	9,425円	120	
児童施設	徳成学園	乙	々	14,282円	139円	11,832円	90円	11,922円	30	
ろうき児童施設	徳成学園	乙	々	12,576円	122円	9,440円	88円	9,524円	78	

別表II

事務費の児童一人当たりの保護単価表

(月額)

児童施設	鳥取こども学園 青谷こども学園 因白子供学園 光徳子供学園 聖園天使園	乙	乙	7,220 8,765 7,615 8,405 7,620	69 85 73 81 74	7,005 9,470 7,506 8,087 7,005	69 99 74 86 69	7,074 8,850 7,579 8,168 7,074	80 50 60 50 80	10月1日以後7,013円
乳児院	米子乳児院	乙	々	24,742円	250	24,928円	232	24,974円	15	
精神通院児童通院施設	若草学園 あかしや学園	乙	乙	10,904 10,991	101 103	9,397 9,397	83 83	9,480 9,480	50 50	
母子寮 (集積区分)	徳成母子寮 聖園母子寮	乙	乙	9,007 4,114	86 34	8,854 8,854	80 42	8,934 4,148	20 19	
母子寮 (市指定分)	鳥取母子寮 倉吉母子寮 米子東母子寮 米子西母子寮	乙	乙	7,145 4,942 4,752 5,169	65 43 42 47	8,854 8,854 8,854 8,854	40 36 26 22	7,185 4,978 4,778 5,191	20 11 15 18	11月1日以後5,350円

3才未満の者の加算分 (月額)

施設区分	施設名	地域区分	一人当り加算額	備考
児童施設	鳥取こども学園 青谷こども学園 因白子供学園 光徳子供学園 聖園天使園	乙	2,983円	

鳥取県告示第八十号
 次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
 昭和四十一年二月二十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
 岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四―四四九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
 飛砂の防備

三 解除の理由
 道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八十一号
 肥料取締法(昭和二十五年法律第七十七号)第三十条第一項の規定に基づき、昭和四十一年八月から同年十月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。
 昭和四十一年二月二十二日

肥料の種類	保証票交付者	検査点	合格点	不合格点
硫酸アンモニア	製鉄化学工業株式会社	三	〇	〇
尿 素	日本瓦斯化学工業株式会社	三	〇	〇
石灰窒素	住友化学工業株式会社	三	〇	〇
硝酸アンモニア肥料	日本カーバイド工業株式会社	三	〇	〇
過リン酸石灰	北海道炭酸汽船株式会社	三	〇	〇
硫酸加甲	窒素加肥料工業株式会社	三	〇	〇
硫酸加甲	日之出化学工業株式会社	三	〇	〇
塩化加甲	日信化学工業株式会社	三	〇	〇
魚荒かす粉末	川上製粉株式会社	三	〇	〇
大豆油かす	倉谷 久	三	〇	〇
なたね油かす粉末	不二製油株式会社	三	〇	〇
わたみ油かす粉末	日清製油株式会社	三	〇	〇
第一種複合肥料	丸全製油株式会社	三	〇	〇
第一種複合肥料	日産化学工業株式会社	三	〇	〇
第一種複合肥料	片倉チッカリン株式会社	三	〇	〇
第一種複合肥料	帝國化工株式会社	三	〇	〇

経費の種目	生活 諸 費	種 別	生活 諸 費
種 別	(日 額)	(日 額)	(日 額)
養 護 施 設	181円 内訳{ 飲食物費 135円 日常諸費 46円 }	養 護 施 設	178円 内訳{ 飲食物費 132円 日常諸費 46円 }
教 養 院	181円 内訳{ 飲食物費 135円 日常諸費 46円 }	教 養 院	178円 内訳{ 飲食物費 130円 日常諸費 48円 }
精神薄弱児施設	181円 内訳{ 飲食物費 135円 日常諸費 46円 (加算分) 97円 重度精神児加算費	精神薄弱児施設	178円 内訳{ 飲食物費 132円 日常諸費 46円 (加算分) 97円 重度精神児加算費
盲 児 施 設	181円 内訳{ 飲食物費 135円 日常諸費 46円 }	盲 児 施 設	178円 内訳{ 飲食物費 132円 日常諸費 46円 }
ろうあ児施設	181円 内訳{ 飲食物費 135円 日常諸費 46円 }	ろうあ児施設	178円 内訳{ 飲食物費 132円 日常諸費 46円 }
製 菓	(一般分) 188円 内訳{ 飲食物費 135円 日常諸費 53円 (乳児分) 189円 内訳{ 飲食物費 136円 日常諸費 53円 }	製 菓	(一般分) 185円 内訳{ 飲食物費 132円 日常諸費 53円 (乳児分) 186円 内訳{ 飲食物費 133円 日常諸費 53円 }
し体不自由児施設	通園指導費 194円 重度し体不自由児加算費 144円	し体不自由児施設	通園指導費 187円 重度し体不自由児加算費 144円
虚弱児施設	(一般分) 198円 内訳{ 飲食物費 152円 日常諸費 46円 (加算分) 40円 結核性虚弱児加算費	虚弱児施設	(一般分) 175円 内訳{ 飲食物費 149円 日常諸費 46円 (加算分) 40円 結核性虚弱児加算費
情緒障害児短期治療施設	181円 内訳{ 飲食物費 131円 日常諸費 46円 }	情緒障害児短期治療施設	178円 内訳{ 飲食物費 132円 日常諸費 46円 }
乳 児 院	205円 内訳{ 人工栄養費 136円 日常諸費 69円 }	乳 児 院	202円 内訳{ 人工栄養費 133円 日常諸費 69円 }
母 子 寮	日常諸費 7円 給食費(保育室) 3才以上児 24円 3才未満児 55円	母 子 寮	日常諸費 7円 給食費(保育室) 3才以上児 24円 3才未満児 55円
精神薄弱児通園施設	66円 内訳{ 飲食物費 46円 日常諸費 20円 }	精神薄弱児通園施設	65円 内訳{ 飲食物費 45円 日常諸費 20円 }

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 明	鳥取化学工業株式会社	六	〇
東洋物産株式会社	六	〇	
住友化学工業株式会社	二一	〇	
鳥取県経済事業農業協同組合連合会	二四	〇	
東洋高井工業株式会社	三	〇	
下北条農業協同組合	三	〇	
大洋化学工業株式会社	三	〇	

鳥取県告示第八十二号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年二月二十二日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の発行を、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十一年二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書発行

- 1 期 額 政治資金規正法第12条及びこれを準用する第18条の規定による報告書 昭和40年 7月 1日から 昭和40年12月31日まで
- 2 期 額
- 3 報告書の発行

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	1月千円以上		1月五百円以上		1月千円以上の支出		報告書受領年月日
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
生田 善治 後援会								41.1.31
公明党鳥取県支部連合会	2,373,000	5	2,373,000	280	2,698,232	573	76,091	2.10
自由民主党鳥取県支部連合会	1,000			2	5,100		4,010	1.10
生長の家の政治連合会鳥取県支部	321,400			4	185,845		185,845	1.15
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取県支部								1.8
鳥取県東部連安後援会								1.13
鳥取県徳安後援会								1.17
鳥取県医師会連盟	137			5	52,520		52,520	1.7
民有林業協会の鳥取県支部								

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事業所の所在地
1 自由民主党鳥取県支部連合会	168,000円	1件	自由民主党鳥取県会	政党	鳥取市東町
	20,000円	1件	仲原 善一	団体役員	東京都千代田区水田町
	2,185,000円	1件	自由民主党	政党	東京都千代田区平河町
2 全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	321,400円	1,607件	たばこ耕作連合員	—	鳥取県

(2) 支出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
1 自由民主党鳥取県支部連合会	276,000円	14件	職員費
	93,260円	15件	旅費

245,600円	14件	雑給
25,000円	1件	事務所費
226,000円	6件	電話料
108,675円	47件	通信運搬費
13,085円	4件	消耗品費
84,720円	14件	印刷品費
65,795円	9件	備品費
86,200円	50件	広告料
60,000円	6件	借家料
113,546円	9件	役員費
111,687円	12件	会議費
24,550円	2件	運対費
194,525円	21件	組織部会費
318,790円	15件	教育宣伝費
265,503円	21件	婦人部会費
81,853円	8件	青年部会費
10,400円	1件	政闘会費
175,000円	3件	送済金
41,954円	7件	千端費
2,660円	1件	旅費
1,350円	1件	会議費
1,090円	4件	通信費
71,120円	2件	旅費
114,725円	2件	負担金

2 生実の衆政治連合鳥取県支部

3 全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部

4 鳥取県医師連盟
22,520円 2件
30,000円 5件

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和26年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次の要領により実施する。

昭和41年2月22日

鳥取県知事 石 敏 二 朗

1 期日及び場所

昭和41年3月25日(金曜日)午前10時から午後3時まで

鳥取市東町 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア. 毒物及び劇物に関する法規

イ. 基礎化学

ウ. 毒物及び劇物(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。))別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他の取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては

規則、別表第二に掲げる劇物に限る。)の性質及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年3月鳥取県規則第9号)第2条に規定する受験申請書に500円に相当する鳥取県収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて、昭和41年3月12日までに所轄保健所の長を經由して知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 戸籍抄本

(3) 写真2枚(申請前6月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の白紙のないもの)

(4) 精神障害又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、つんぼ、盲又は色盲でないことを証する医師の証明書